

第8回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年4月24日（金）

18：30～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)の対応状況

1 開催趣旨

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針」についての報告
- ・「緊急事態措置の追加」についての報告

2 発生状況等

- (1) 県内 (令和2年4月23日現在)
感染者22名、そのうち14名退院
- (2) 県内の検査の実施状況 (令和2年4月23日現在)
561件 (陽性22件、陰性539件)
- (3) 国内 (令和2年4月23日現在)
46都道府県 (岩手県以外)

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部)」に移行。

＜本部会議の開催状況＞

令和 2年 2月 17日	第1回本部会議
令和 2年 2月 28日	第2回本部会議
令和 2年 3月 11日	第3回本部会議
令和 2年 3月 18日	第4回本部会議
令和 2年 3月 23日	第5回本部会議
令和 2年 3月 25日	第6回本部会議
令和 2年 3月 26日	第7回本部会議
令和 2年 3月 29日	第1回本部会議 (移行後)
令和 2年 4月 2日	第2回本部会議
令和 2年 4月 8日	第3回本部会議
令和 2年 4月 9日	第4回本部会議
令和 2年 4月 14日	第5回本部会議
令和 2年 4月 17日	第6回本部会議
令和 2年 4月 22日	第7回本部会議

(2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施（アンダーライン：前回本部会議から追加、変更）

【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知
- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知
- ・県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）についての周知を実施（県ホームページに掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払が困難な方に対する猶予措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・在宅勤務の推進（4月22日～5月6日）について各所属へ通知
- ・各市町村に対し、総務省からの「特別定額給付金（仮称）事業」についての実施通知を周知

【企画政策部】

- ・青森県庁ホームページのトップページに、大きなバナーを配置し、「緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえたお願い」及び「県有施設休館のお知らせ」について周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の「各種情報へのメニューページ」へのリンクを張った。また、緊急情報欄を設け、新型コロナウイルス感染症に係る情報へのアクセス性を高めるとともに、新着情報は青森県庁 Twitter と連動させ、リンク先をツイート。更に、知事による「県民の皆さまへのお願い」動画及び健康福祉部長による注意喚起動画を青森県庁ホームページ及び青森県庁 Twitter に掲載。このほか、広報広聴課所管の各種媒体で、県民に対する広報を実施
- ・県内在住の Twitter 利用者への Twitter 広告の配信、感染症拡大防止ポスターの作成・配布等の広報を実施（予備費対応）
- ・青い森鉄道(株)において、利用者に直接対応する駅員及び乗務員のマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、適切な車内換気を実施
- ・JR及び青い森鉄道の主要駅並びに空港ビルに緊急事態宣言発出を踏まえたポスターを掲示するとともに、JR主要駅及び青い森鉄道全駅においてアナウンス放送
- ・三沢航空科学館を臨時休館（4月11日～5月6日）

- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルスQ & A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼
- ・感染症に係る正しい情報や感染防止対策、各種支援制度、各事業者の安全対策などを周知するための総合情報サイトを構築するとともに、引き続き情報発信を行う。（予備費対応）

【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・白神山地ビジターセンター及び青森県立自然ふれあいセンターを臨時休館（4月18日～5月6日）とし、休館中の主催行事も中止
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等と呼びかけ
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意するよう呼びかけ
- ・県消費生活センターにおいて、来所での相談を希望する方に対し、事前の電話連絡と呼びかけるとともに、電話でのやり取りの結果、来所が必要となった場合は、マスク着用などの咳エチケット等に協力いただくよう呼びかけ
- ・アピオあおもりにおいて、4月7日から当分の間、貸室の利用人数制限（収容人員の半数以下）、フリースペースの利用休止及び情報ライブラリーの一部休止（図書の貸出と返却のみ利用可）

【健康福祉部】

- ・医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）
- ・ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」によるPCR保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3月13日）

- ・肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助
- ・児童福祉施設（児童養護施設や認可外保育施設等）における感染防止等のための備品等（子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気洗浄機など）の購入費について国庫補助事業により補助
- ・各関係機関、各病院に対して、新規採用職員等の海外渡航歴の確認及び自宅待機等の対応を依頼
- ・以下について、令和2年度予備費対応
 - 各保健所における体制強化の一環として、防護服等の追加購入
 - 各保健所における相談等体制の強化（相談人員の継続配置）
 - 医学的・疫学的観点から感染拡大のリスクを評価し、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等について助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」の設置
- ・各郡市医師会等に対して、新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の報告等を依頼
- ・県民福祉プラザにおいて、4月1日から貸室の新規受付停止、感染の恐れの高い催し物の主催者への自粛要請及びフリースペース利用休止
- ・社会福祉法人青森県共同募金会において、困りごとを抱える家庭等に対する緊急支援活動に対する緊急助成を実施
- ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応（サービス・職員の確保、調整等）を市町村に対し周知・依頼
- ・青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置・開催

【商工労働部】

- ・中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・地域金融推進協議会（R2.2.17）において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
- ・県内中小企業者への影響について、第3回目の調査を実施（4/6～4/15）
- ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（計200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25から実施
- ・また、4/22付け専決処分により、同融資制度の融資枠を拡充するとともに、借入後3年間の利子補給及び信用保証料負担ゼロとする新しい制度を国補正予算成立後に開始予定
- ・青森県よろず支援拠点（21 あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14から土日・祝日の電話相談対応を開始
- ・21 あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金

- に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1 から募集開始）
- ・3/25 に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有したほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請
 - ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
 - ・県立職業能力開発校における対策等
 - 施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底
 - また、修了式及び入校式については、手指消毒の徹底等を周知するとともに、来賓出席者等の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
 - 臨時休業（4/20 午後～5/6）
 - ・商工団体及び職業訓練施設等の関係機関に対し、海外への渡航歴がある者の対応について注意喚起の文書を発出
 - ・21 あおもり産業総合支援センター（4/7 付け）及び青森県知的財産支援センター（4/17 付け）においては、原則対面による面談から電話・メール等での相談対応に切替。
 - ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における適切な感染対策の実施及び食料品・生活関連物資等の安定的な供給等に係る文書を発出

【農林水産部】

- ・県内グリーンツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知
- ・消費者庁、農林水産省及び厚生労働省からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「食品表示基準及び米トレーサビリティ法の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施
- ・営農大学校に対し、学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について周知
- ・営農大学校卒業式について、学生や保護者等に対し、発熱や風邪の症状がある場合の出席の見合わせや手指消毒の徹底等を周知するほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
- ・営農大学校を3月9日(月)から3月19日(木)まで臨時休業とし、これに併せて学生寮も閉鎖（引き続き3月20日(金)から4月5日(日)まで春季休業）
 - また、令和2年3月12日(木)に開催予定の令和2年度の入校説明会を中止し、文書通知に変更
- ・営農大学校入校式について、会場の消毒、換気、マスク着用の徹底のほか、在校生や来賓出席者の絞り込み、校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を縮小して実施

- ・ 営農大学校を4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業(休日等含む)とし、これに併せて学生寮も閉鎖
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく。
また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。
- ・ 中国からの渡航者に対する入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及び企業の営業自粛等により自宅待機や休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者がワンストップで相談できる「農業労働力ワンストップ相談窓口」をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）
- ・ 農林水産部関係団体・法人等に対し、職員の直近の渡航歴を把握の上、帰国後2週間を経過していない者に自宅待機等を要請することや、症状が出た場合は医療機関受診前に「帰国者・接触者相談センター」に連絡すること等の呼びかけを依頼
- ・ 県産農林水産物やその加工品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設などで県産品を購入して応募すると景品が当たる「県産品を買って元気あおもりキャンペーン」を5～7月に実施（令和2年度予備費対応）

【県土整備部】

- ・ 各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・ 青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県HPへも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・ 青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・ 空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・ 道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・ 県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・ 岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び青い森公園内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・ 県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・ 高速道路及び有料道路のサービスエリア・パーキングエリア・料金所、道の駅、ゆとりの駐車帯に、感染症対策周知のためのポスター掲示及びチラシを設置

- ・ 青い森公園の大型遊具について、当面の間使用を禁止
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、「都道府県をまたいでの不要不急の移動を控えるとともに、特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること」について、道路情報板やウェブサイト「青森みち情報」、県土整備部 Facebook で呼びかけを実施
- ・ 工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（現時点で業務3件について一時中止を実施）
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、二級・木造建築士試験については郵送による受付及び受付期間の延長、宅地建物取引士に対する法定講習については自宅学習の実施等の簡略化
- ・ 国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・ 国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知

【観光国際戦略部】

- ・ 県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（J N T O）の連絡先を掲載
- ・ 在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・ 外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布
- ・ 観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・ 県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・ 浅虫水族館のイルカショーを2月29日から中止
- ・ 観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）
- ・ 青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・ 本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上
- ・ 県内の一部観光事業者における臨時休業
- ・ 市町村観光担当課等との情報共有・連携の強化

- ・青森県立美術館、青森県営浅虫水族館を臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・中国大連市から寄贈の申し出があったマスクについて、4月末に本県到着予定
- ・石ヶ戸休憩所を臨時休館（4月23日15時～5月6日）
- ・青森県観光物産館アスパムを4月25日～5月6日まで臨時休館（ハローワークヤングプラザ等の公的施設を除く）

【エネルギー総合対策部】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施
- ・量子科学センターにおいて、新規利用申込みの調整及び利用日程の延期要請等を行い、利用の際は感染防止対策の徹底の要請を実施
- ・BA活動における国際学級について、感染症対策徹底の要請を改めて実施

【教育部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における
卒業式（感染防止対策を講じ実施）
臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・県立学校再開に向けた児童生徒・保護者への教育長メッセージをホームページへ掲載
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・児童生徒への学習支援等の必要な対策を講じた上で、県立学校を一斉臨時休業（4月20日～5月6日）
- ・青森県武道館を臨時休館（4月20日～5月6日）
- ・青森県近代文学館を臨時休館（4月24日～5月6日）
- ・青森県営スケート場の切替作業による4月24日までの休場を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月6日まで延期
- ・ICTを活用した家庭学習支援（学習支援サービス・機器貸与）を実施

【警察部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警

察署に配分し予防対策を徹底

- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- ・運転免許証の有効期間の3か月延長措置（有効期間が本年7月31日までの者が対象）
- ・運転免許更新業務等の休止（4月22日～5月6日）

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者の手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

（1）感染拡大の防止

感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応する。

（2）適時適切に必要な対策を実施

県内の状況等をしっかり把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

（3）緊急事態措置実施期間における適切な措置の実施

期間中に実施する感染拡大防止のための取組は、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、本県の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講じる。

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針

令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の区域が変更され、全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことから、同日変更された国の基本的対処方針を踏まえ、本県において今後の講じるべき対策について、下記のとおり県の対処方針を定める。

記

1 現在の状況

都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染患者が急増し、医療提供体制がひっ迫しつつある地域が出てきているなど、全国的に感染拡大の傾向が見られており、本県においても、感染拡大の防止に万全を期していく必要がある。

2 基本目標

- ◆ 本県における感染まん延や医療崩壊を回避する。
- ◆ 地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止める。

3 重点対策

- ◆ ゴールデンウィーク期間中における、接触機会の低減等の取組を徹底する。

4 全般的な方針

- ◆ 情報提供・共有及びまん延防止対策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減により、感染防止と感染拡大の抑制を図る。
- ◆ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ◆ 的確なまん延防止対策、教育環境の維持等及び経済・雇用対策により、社会・地域経済への影響を最小限にとどめる。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の下、全職員が一丸となり全庁体制で取り組む。

5 緊急事態措置の内容

5月6日までの間、青森県全域を対象に、「不要不急の外出の自粛の要請」等の緊急事態措置を実施。【別紙参照】

6 対策実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- 感染症に係る正しい情報や感染防止対策を分かりやすく情報発信する。
- 各種支援制度や相談窓口等の周知を図る。
- 緊急事態措置に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

- 疑似症患者の把握の上、迅速かつ適切に検査を実施し、検査結果を定期的に公表する。
- 各保健所と連携し、PCR検査の実施体制の充実を図る。
- 積極的疫学調査の適切な実施により、濃厚接触者や感染源の把握を徹底する。

(3) まん延防止

- 緊急事態措置に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。
- 不要不急の外出や、特別警戒都道府県等との往来の抑制を図る。
- 食料品・医薬品や生活必需品の買い物、屋外での運動など生活の維持のための行動も含めて、「三つの密」を避けることを徹底し、接触機会の低減を図る。
- 感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限等の協力等を要請する。
- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の抑制を図る。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を推進する。
- 積極的疫学調査の適切な実施の確保に向けて保健所の体制強化を図る。
- 専門家による医学的見地からの意見・助言等を聴取する体制を整備する。

(4) 医療の提供等

- 感染患者に対して適切に医療措置を実施する。
- 感染患者増加時の重症者等に対する入院医療の提供体制の確保に万全を期す。
- 感染拡大に備え軽症者等の自宅又は宿泊施設での療養に係る体制を整備する。
- 帰国者・接触者外来において医療提供の限度を超える事態の発生に備え、一般の医療機関での外来診療等について事前に調整する。
- 医療機関及び高齢者施設等における院内・施設内感染防止対策を徹底する。
- 感染症指定医療機関等に対し個人防護資機材を優先的に確保する。
- 妊産婦に対する感染防止の取組を推進する。
- 法定の健康診断及び予防接種について、適切な感染防止対策下で実施されるよう配慮する。

(5) 教育環境の維持等

- 教育活動における感染防止対策を徹底する。
- 児童生徒及び教職員に感染の疑いが生じた場合の適切な対応を徹底する。
- 学校休業中における家庭学習が円滑に実施されるよう環境を整備する。
- 子どもの居場所確保に向けた体制の強化等を図る。

(6) 経済・雇用対策

- 中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援する。
- 影響を受けた事業者の資金繰り等支援の充実を図る。
- 国等の制度を活用して雇用や生活の維持を支援する。
- 国・県等の各種支援策の周知や相談体制の充実を図る。
- 事業者による感染防止対策を支援するとともに、安全対策について情報発信する。
- 販売が落ち込んでいる県産品の需要拡大と輸出の拡大強化を図る。
- 入国制限措置等に伴い不足する労働力の確保を図る。
- 国内外からの旅行需要の回復対策を推進するとともに、受入態勢の維持・整備を図る。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮等

- 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- 外出を自粛する方々の心のケアや、自宅でのDV・虐待の発生防止に取り組む。
- 要援護者に対して市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

② 物資・資材等の供給

- マスク・個人防護資機材、消毒薬、食料品等の円滑な供給確保について国等に要請する。

③ 庁内体制の強化と関係機関との連携

- 新型コロナウイルス感染症対策について、最優先の課題として全庁体制で取り組む。
- 状況に応じ体制の強化等に柔軟に対応する。
- 国、近隣の道県、市町村など関係機関との情報共有を図り連携して対策を実施する。

④ 社会機能の維持

- 県の機能麻痺を回避するため、業務上の感染防止対策を徹底する。
- 職員に感染者等が確認された場合の対応を予め定め、必要な対策を講じる。
- 県民生活等への影響を最小限とするため主要インフラ事業の維持を図る。
- 物流体制・ライフライン確保等に努める。
- 警察は混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに取締りを徹底する。
- 食料・医薬品や生活必需品等の購入について消費者としての適切な行動を県民に呼びかける。

【緊急事態措置の内容】

1 区 域 青森県全域

2 期 間 令和2年4月17日（金）から5月6日（水）

3 実施内容

- 新型インフルエンザ対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく措置として、不要不急の外出を自粛するよう要請。

（医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のための行動は、不要不急の外出に該当しない。）

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力控え、特に、感染がまん延する首都圏など13の特定警戒都道府県との往来について自粛するよう協力を要請。
- 特に、大型連休期間中においては、特措法第45条第1項の規定に基づく措置として、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう要請。
- 在宅勤務、時差出勤や自転車通勤など、人との交わりを低減する工夫するよう協力を要請。
- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出について自粛するよう協力を要請。
- イベント、会議、スポーツ、夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での会話といった3つの「密」を避けることの徹底について協力を要請。
さらに、3つの「密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指すよう協力を要請。
- 感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡することについて協力を要請。
- 手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動について協力を要請。
- 罰則を伴う外出禁止や交通の遮断等を行うものではなく、食料・医薬品や生活必需品に係る買い物などは今までどおり行うなど、冷静な行動について協力を要請。

（追加措置 4月29日（水）から5月6日（水）まで）

- 感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限について要請又は協力を依頼。

新型コロナウイルス感染症について

○ 県内の状況

1 感染者の状況

令和2年4月23日現在で感染者は22名であり、そのうち14名の退院を確認した。

- ・ 3月23日判明分（1、2例目）
- ・ 3月25日判明分（3～6例目）
- ・ 3月28日判明分（7例目）
- ・ 3月30日判明分（8例目）
- ・ 4月 2日判明分（9例目）
- ・ 4月 3日判明分（10、11例目）
- ・ 4月 7日判明分（12例目）
- ・ 4月 9日判明分（13、14例目）
- ・ 4月10日判明分（15～17例目）
- ・ 4月11日判明分（18～22例目）

【22例の所管保健所別内訳】

東地方 保健所	弘前 保健所	三戸地方 保健所	五所川原 保健所	上十三 保健所	むつ 保健所	青森市 保健所	八戸市 保健所	計
0	0	0	1	9	0	3	9	22

2 検査の状況

令和2年4月23日現在 561件（陽性22件、陰性 539件）
（うち1例目発生（3/23）後の検査 467件）

3 相談センターの相談件数

別紙のとおり

これまで保健所に寄せられた相談件数

令和2年4月22日 現在

別紙

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	114	1823	866	1098	1301	654	2319	3862	12,037
帰国者・接触者相談センター関係件数	50	162	443	552	785	433	1413	1386	5,224

* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含む。

** 相談件数は1月下旬からの集計

*** 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計

一週間の日ごとの相談件数(一般相談及び帰国者・接触者相談センター総計)

	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
4月16日	5	51	24	47	29	22	60	94	332
4月17日	5	54	18	30	31	20	58	78	294
4月18日	0	3	7	12	1	6	22	31	82
4月19日	0	3	9	5	0	3	16	15	51
4月20日	1	61	35	46	42	25	65	98	373
4月21日	4	34	17	24	28	36	42	69	254
4月22日	2	35	18	28	15	18	33	56	205
計	17	241	128	192	146	130	296	441	1591

検査実施件数 令和2年4月23日 現在

検体数	561
陽性数	22
陰性数	539

新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数 令和2年4月22日現在

相談対応件数	2162 件	*3月10日設置
--------	--------	----------

令和2年4月24日
健康福祉部

第1回 青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議について

1 趣旨

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について医学的な見地からの助言等を得るため、青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置している。
(令和2年4月14日設置要綱制定)
- (2) 青森県緊急事態措置の実施に関する助言等を求めるため、第1回会議を開催するものである。

2 開催日時等

4月24日(金) 17:30～18:00
(会場 ラ・プラス青い森)

3 出席者

- (1) 専門家会議委員は別紙のとおり
- (2) 県
知事、健康福祉部長、危機管理局長
ほか(危機管理局、健康福祉部関係職員出席)

第1回 青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和2年4月24日(金)開催)

委員名簿

委員氏名	所属等	摘要
伊藤 佑輔	青森県弁護士会	
大西 基喜	青森県感染症対策コーディネーター (青森県健康福祉部保健医療政策推進監)	
小川 克弘	青森県感染症対策コーディネーター (青森県健康福祉部良医育成支援特別顧問)	
加來 浩器	青森県感染症対策コーディネーター (防衛医科大学校防衛医学研究センター教授)	
萱場 広之	青森県感染症対策コーディネーター (弘前大学医学部附属病院感染制御センター長)	
齋藤 和子	青森県保健所長会会長	
三浦 朋子	青森県立保健大学事務局長	
村上 秀一	青森県医師会副会長	
吉田 茂昭	青森県病院事業管理者	

(五十音順、敬称略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 青森県における緊急事態措置等(追加措置)

令和2年4月24日

1 区 域 青森県全域

2 期 間 令和2年4月29日(水)から令和2年5月6日(水)まで

3 実施内容

- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、特措法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止の要請等を実施

対象施設一覧

1 休業要請を行う施設

- 要請内容 : 施設の使用停止の要請 (= 休業要請)

施設の種類	内訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、個室ビデオ店、インターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等
劇場等	映画館、劇場、観覧場、演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
学習塾等 (※1)	自動車教習所、学習塾 等
博物館等 (※1)	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館 (※1)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
商業施設 (※1)	生活必需物資の小売関係等以外の店舗 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

※1 床面積合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2 協力依頼を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)

- 要請内容 : 床面積の合計が1,000㎡超の施設の使用停止の要請
(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
学習塾等(※2)	自動車教習所、学習塾、等
博物館等	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設(※2)	生活必需物資の小売関係等以外の店舗 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

※2 ただし床面積の合計が100㎡以下のものは、適切な感染防止対策を施した上での営業

3 基本的に休業要請を行わない施設

○ 要請内容 : 適切な感染防止対策の協力要請

施設の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）、放課後児童クラブ、介護老人保健施設 その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービス提供施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における 生活必需物資売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア等
食事提供施設（※3）	飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む）
宿泊施設（※4）	ホテル又は旅館
住宅	共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関、官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署、事務所等
インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学、LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
飲食料品供給関係等	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通、ネット通販 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係、 家庭用品のメンテナンス（配管工、電気技師等）、 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、自家用車等の整備等） 等

※3 「休業」又は「夜8時から翌朝5時までの間の営業を自粛するとともに、夜7時以降の酒類の提供を自粛」
することに御協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。（宅配・テイクアウトサービスを除く）

※4 宿泊部門の休業により、往来抑制・外出自粛の取組に御協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止する
	来訪者の体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限する
3つの「密」の防止 (密閉・密集・密接)	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫を施す (約2m間隔を確保するいわゆるソーシャルディスタンス)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議を中止する (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いを励行する
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いを励行する
	店舗・事務所内の定期的な消毒を行う
移動時における感染の防止	時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を推進する
	従業員数の出勤日数を制限する(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議、ビデオ会議の活用)、来訪者数の制限

青森県内中小企業者への協力金

● 法人 30万円

● 個人事業主 20万円

区 分	要件等
1 対象となる方	<p>① 休業要請等の期間全日にわたり、休業要請及び協力依頼に御協力いただいた県内中小企業者（法人・個人事業主）</p> <p>※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと</p> <p>② 4月28日以前に開業しており、営業の実態があること</p>
2 特記事項	<p>① 食事提供施設については、「休業」又は「夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに夜7時以降の酒類の提供を自粛」することにより、「三つの密」を避けるに協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>② ホテル・旅館については、「宿泊部門の休業」により、往来抑制・外出自粛の取組に協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。</p>
3 休業要請等の期間等 (参考)	<p>① 期 間 令和2年4月29日（水）から5月6日（水）まで</p> <p>② 地 域 青森県全域</p>

お問い合わせ先：青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 事前相談窓口

電話番号：017-734-9158（受付時間 午前9時～午後5時 土日祝日含む）

※ 相談開始は26日（日）午前9時からとなります。

※ 後日、コールセンターを開設する予定です。